

## 議案第20号関連資料 包括外部監査契約について

### 1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者（外部監査人）が主体となって、包括的なテーマを決めて監査をするものです。

地方自治法（以下「法」という。）の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

### 2 契約の相手方について

法では、外部監査契約を締結できる者として、弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。（法第252条の28）

来年度の契約については、体系的なテーマ設定により外部監査を実施するため、次の表のとおり、引き続き本年度の外部監査人を選定します。

相手方	石田 博信 (インダ ヒロノブ)	52歳	
住所	伊丹市南本町5丁目4番18-607号		
所属法人等	EY新日本有限責任監査法人		
契約の金額	1,300万円を上限とする（平成30年度と同額）		
平成30年度 包括外部監査 のテーマ	「指定管理者に関する事務執行について」		

なお、包括外部監査人との契約は、法の規定により3回まで（3年間）は同一人物と契約することが可能となっています（法第252条の36）。

### 3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。（法第252条の36）

### 4 今後の予定について

- 2019年 4月 包括外部監査契約の締結
- 2019年 5月～ 平成31年度の監査テーマを選定
- 2019年 8月～ 監査実施
- 2020年 2月 市議会に報告書提出